

広島県議会 議事録の閲覧と検索

令和2年子供の未来応援・少子化対策特別委員会 本文：2020-01-31

7 会議の概要

(1) 開会 午前10時30分

(2) 記録署名委員の指名

森川家忠

日下美香

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

(3) 参考人意見聴取

(参考人の意見陳述の前に委員長が挨拶を行った。)

○意見（定者参考人） これから子供アドボカシーについてお話をさせていただきます。

子供アドボカシーとは、困っている子供、助けを必要としている子供の思いや願いを聞き、その思いや願いがかなえられるようにする働きあるいは制度です。そして、その働きをする人を子供アドボケイトといいます。

子供に親がいれば、困ったとき、親に話して、何とかしてほしいと頼むでしょう。

では、親がない子供、親と一緒に暮らしていない子供の場合はどうすればいいでしょうか。あるいは、親がないがしろにされたり虐待されたりしている子供はどうすればいいでしょうか。

そうした子供は、たとえ困っていても、助けてほしくても、その思いや願いを言わずに我慢することが多いのではないかと思います。

しかし、そうした子供でも、その思いや願いを真剣に聞こうとする大人がいれば、自分の願いや思い、困っていることを言おうとするはずです。

私は、基町の市営アパートの自宅を家庭に恵まれない子供の居場所、寝る場所として提供し食事を振る舞い、話し相手になり相談に乗るという働きを長く続けてこられた、ばっちゃんこと中本忠子さんと、ここ10年ほど親しくさせていただいています。テレビなどに随分登場され、知事も訪問されたということで、皆さんも御存じかもしれません。

社会にはこのような働きを必要としている子供がたくさんいます。そこで、このような働きを、きちんと社会に必要な制度として位置づけつくり上げることが重要です。それが今日お話ししていただく子供アドボカシーであり、子供アドボケイトなのです。

子供アドボケイトは、困っている子供、助けを必要としている子供の思いや願いを聞き、その思いや願いがかなえられるように働きます。その働きをする上でまず大事なことは、子供との信頼関係をつくることです。

子供は自分が困っていても、助けを必要としていても、それを人にそう簡単には言いません。言わないのはなぜかというと、自分の思いを口に出しても、まともに受けとめてもらえた経験がないからです。でも、この人はきちんと聞いてくれる大人だ、助けてくれる人だと信頼できたとき、子供は安心して話をします。ですから、子供アドボケイトは子供が信頼できる関係を、まずつくる必要があります。

信頼関係をつくる上で大切なことが2つあります。まず、子供から聞くとき、聞くことに徹することが大切です。聞くことに徹する大人、子供の意見を批判したり無視したりしない大人、子供はこうあるべきだ、こうするべきだと頭から抑えつけない大人、そういう大人でないと子供はしゃべりにくくし、しゃべれないのです。大人の立場からすれば、こうであつたらいい、こうであるべきだ、と思うことはあるでしょう。しかし、子供から聞くときは、その思いをひとまず封印する必要があるのです。

また人にはいろいろな立場があります。仕事をしていると、その仕事にとって、これが大事、あれが大事というところがあって、それに縛られると子供の声は聞こえてきません。子供の声を聞くためには、自分が置かれている立場や自分の仕事からちょっと離れる必要があります。少し矛盾した言い方ですが、積極的にそれを

離れることによって、子供の話をしっかりと聞ける立場を確保する必要があります。

もう一つ、子供と話すときに大切なことは、秘密を守ること、子供から聞いたことを勝手にほかの人に伝えたりしないということです。よく福祉の現場では、お互い連携して、情報交換しましょうと言います。もちろんそれはそれで大事なことですけれども、子供から聞いた大人がそれをどんどんほかの人に話していたら、子供は自分がしゃべったことがどこへ回っていくか、誰の耳に入るか、どんなふうに使われるか、心配です。それでは子供は安心してしゃべれません。

そこで、子供から聞いたことをほかの人に伝えるときは、子供の了解をとることを原則にするべきです。子供には、例えば、「聞いたことはあなたの了解がない限りほかの人に言いません。」などと説明するのがいいと思います。そうすると子供は安心してしゃべることができると思います。ただし、子供から聞いたことが子供の命にかかわるときは例外だということも、あわせて子供に伝えておくべきでしょう。

では、子供アドボカシーはどういう子供に必要でしょうか。

子供アドボカシーを必要としているのは、まず親と離れて暮らす子供だと思います。

児童相談所の一時保護所、児童養護施設やグループホームで生活する子供や里親のもとで生活する子供には、施設の職員や里親に言いづらいこと、言えないこともたくさんあるでしょう。施設の職員や里親も一生懸命やっておられると思いますが、目の行き届かないところはあると思います。そうしたとき、子供の思いや願いを聞き、困り事を解消できるよう努める子供アドボケイトの存在は、子供にとってどれほど心強いかと思います。

このほか、非行で児童自立支援施設や少年院に入った子供、病気のため長期入院中の子供、それから学校の寮で暮らす子供。親と離れて生活する、このような子供のためにも、親にかわって困り事を子供から聞き、その思いや願いの実現を図る子供アドボケイトが重要だと思います。

また、親と一緒に暮らしている子供であっても、親が経済的、精神的その他さまざまな理由で、困っている子供からじっくり思いや願いを聞く余裕がない場合は結構多いのではないかと思います。こうした場合にも、子供のため、また親のために、子供アドボカシーは有用です。

そこで、以上のような子供のために、子供アドボカシーを場当たり的にではなく継続的永続的に活用するため、ぜひ広島県において制度として展開していただきたいと思います。

広島県は子供のために、さまざまな児童福祉サービスを行っています。これらは困っている子供、助けを必要としている子供のために行っているものですから、サービスの利用者である子供の思いや願いを受けとめ、できる限りその思いや願いを取り入れることが大切だと思います。

どんな児童福祉サービスも、大人の視点から、これがいい、あれがいいと言って子供に押しつけるべきではなく、そのサービスを受ける側の子供の思いや願いをしっかり聞いて、その実現に努めるということが重要だと思います。

その意味からすると、子供の思いや願いを聞いてその実現に努める子供アドボカシーは、児童福祉サービスの充実のために欠かすことのできない仕組みといえます。

もちろん、広島県において子供アドボカシー制度を運用するとすれば、いろいろなことを考える必要があります。例えば、子供アドボカシーをどんな子供のためにどんな場面でどのように活用するか、子供アドボケイトの資格、子供アドボケイトは自治体の直接雇用か、それとも委任契約により確保するのか、また必要な予算の確保、子供アドボケイトを受け入れる施設や児童相談所等の協力体制などについて、あらかじめ検討し条例や要綱などに書き込み、広島県の児童福祉サービスの中にきちんと位置づけることが必要となります。

子供アドボカシー制度の法的根拠は、子どもの権利条約第12条と児童福祉法第2条です。

まず、日本は子どもの権利条約を1994年に批准し、さまざまな子供の福祉のための権利を保障すると世界の国々に約束しました。この子どもの権利条約の第12条には、子供は自分に関係あることについて思いや願いを自由に話す権利があり、締約国はその思いや願いを尊重する、と書かれています。

1994年の批准後、なかなか子どもの権利条約を実施するための国内法の整備がされなかったのですが、ようやく2016年に児童福祉法が改正され、児童福祉法が子どもの権利条約を実施する根拠法であること、国や

自治体が行う児童福祉サービスが子供の権利を保障するためのものであることが明確にされました。

2016年改正の児童福祉法改正のポイントは二つあります。

第1のポイントは、第1条に「児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、福祉をひとしく保障される権利を有する。」と定められたことです。従来は、児童は愛護すべき存在であるとされていましたが、2016年の改正によって子供は権利者として福祉をひとしく受ける存在となりました。そして改正前、児童福祉サービスは愛護すべき者へのいわば施しであったのですが、改正後は、困っている子供や助けを必要としている子供に対して、国または自治体が義務として提供するサービスに生まれ変わりました。

また、児童福祉法第1条により、子供が権利として受ける児童福祉サービスの中身が権利条約のさまざまな条文、及びその背景にある精神によって決められると定められたことも重要です。

第2のポイントは、第2条に「全て国民は、児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されるよう努めなければならない。」と定められたことです。この規定は子どもの権利条約第12条の子供の思いや願いの尊重を日本国内で実行するための規定です。そして、子供アドボカシーの役割は子供の思いや願いを真剣に聞き、尊重し、その実現に努めることですから、この第2条はまさに日本国内で子供アドボカシーを実施するための根拠規定といえると思います。

2016年の児童福祉法改正の後、児童虐待が多発したことをきっかけに、昨年に再度虐待防止法や児童福祉法の改正が行われました。このとき、衆議院厚生労働委員会、参議院厚生労働委員会で、今後取り組むべき多くの課題を列挙した附帯決議が行われましたが、その中に、「子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、アドボケイト制度の導入に向けた検討を行うこと」がおかれました。あわせて2019年改正児童福祉法の附則には、施行後2年を目途として、児童の意見表明権を保障する仕組みの構築など必要な措置を講ずるという規定が書き込まれ、昨年末、厚生労働省に「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」が設置され、この附則を実現するための検討が始まりました。

国は2年を目指して子供アドボカシーについて具体的な案を出そうとしています。そこで、ぜひ広島県でも、子供アドボカシー実現のための検討を始めていただきたい、今後2年くらいで出てくるはずの国の構想を受けて、すぐに子供アドボカシーを実施できる体制をつくっていただきたいと思います。

子供アドボカシーは、子供の思いや願いをしっかり聞いて、それを尊重し、実現させるための働きです。広島県で、子供の思いや願いを十分に酌みながら充実した児童福祉サービスを実施するため、ぜひ子供アドボカシーを、全国に先駆けて実現していただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

（4）意見交換

○西本委員 どうもありがとうございました。こういった制度や取り組みがあるのだということを、きょう初めて知ることができました。

児童相談所と親との複雑な関係がある中で、このアドボケイトという役割が別に制度としてつくられていますが、児童相談所にアドボケイトがいればいいのではないかという思いもありますし、アドボカシー制度をつくり上げて、アドボケイトが児童相談所、一時保護所やグループホームに入り込んでいくという考え方ではないのでしょうか。また、先ほどアドボカシー制度を広島県で確立してほしいという話がありましたけれども、国内ではほかに例はないということでよろしいですか。

○定者参考人 最初の御質問ですが、児童相談所の中にアドボケイトがいて、そこから施設などに入り込んでいくという取り組みは、現状から考えれば大きな前進だと考えます。ただ、それで十分かというと、そうではないと思います。

児童相談所は児童福祉法によりさまざまな判断を行う権限を与えられていますが、その立場は、時には子供の思いや願いと対立することもあるでしょう。児童相談所が子供の思いや願いをしっかり聞いて子供にとって最善の判断をするためには、児童相談所の立場から相対的に独立した立場を確保できる子供アドボケイトが必要となる場合もあると思います。

そこで、児童相談所に子供アドボケイトを配置し活用しつつ、必要に応じて児童相談所から独立した立場の子供アドボケイトを併用すると、子供の福祉のための児童相談所の働きがさらに充実すると思います。

次に二つ目の御質問ですが、子供アドボカシーの制度はまだ全国どこにもありません。大阪では民間のグループが児童養護施設や障害児施設の協力を得て試行していますが、これは民間がやっていることで、大阪府や大阪市がやっていることではありません。

私がここでお願いしたいのは、広島県の児童福祉行政の中に子供アドボカシー制度をきちんと位置づけて運用することです。国も検討を始めていますが、広島県でも、ぜひ今から、取り組みをしていただくようお願いいたします。

○西本委員 児童相談所の言い分と親の言い分が異なるというトラブルが、社会的にも表面化していると思っていたので、第三者委員会等を立ち上げて、それぞれの言い分とは違う子供の意見を、子供が本当にどうなのかという話をしっかりと聞かないと前に進まないという思いを持っています。児童相談所の中でもそれ施設に入れてしまうとそちらに偏ってしまうと思いますので、第三者的なアドボカシー制度というのはある意味必要なのではないか少し感じているところであります。もう一点は、子供は親のもとに帰りたいという思いを持っている一方で、児童相談所の権限で子供を何とかしようというような思いがあるとします。親というのは、2つのパターンがあって、子供を返してもらうとついつい虐待してしまうとか、児童相談所に預けることを拒むとか、そういったところを公平に見れるような制度でないといけないのだろうと思うのですが、中途半端に児童相談所に入って話を聞いたり、親の話を聞くよりも、その役割としての強制力をアドボカシー制度に持たせる確たる仕組みをつくらないといけないのだろうと思いますが、そのあたりの権限というのはどの程度のお考えを持っているのか、お伺いします。

○定者参考人 子供の思いや願いを聞くことは、子供の生活する、いろいろな場面で、まだまだ十分に行われているとは言えません。子供にかかわる、あらゆる場面で、当事者である子供の思いや願いを聞くことが大事という、いわば子供アドボカシーの文化がこの社会に広がっていってほしいと思います。その意味で、今お話しいただいた放課後児童クラブについても、何が足りないかを利用者である子供から聞いて、もっと充実させていただければと思います。

子供アドボケイトをどんな子供について、どのように活用するかについては、国が今検討しており、そのうち具体的な案が出てくると思います。しかし、これを待つことなく広島県でも検討を始めていただき、できれば国に先んじて子供アドボケイト活用の具体案を出していただければ、これは広島県の子供だけでなく、日本中の子供にとって有意義な、ある意味で歴史的な取り組みになると思います。

○畠石委員 おっしゃったようにかなり幅が広くなると思うのですが、先ほど私が例に挙げた放課後児童クラブの話とか、やはり子供の意見を聞かないといけない大事な場面では、ぜひこのアドボカシーという考え方を取り入れながら、これから議員も活動していかないといけないと思いますし、執行部にもぜひ検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

○日下委員 子供アドボカシーのお話、ありがとうございました。お話を伺いしながら、果たして自分自身が我が家の子供のアドボケイトになっていただろうかと、非常に耳の痛い反省するような話ばかりでした。特に、先ほど説明のあった「子どもとの信頼関係を作るためには」や、「子どもに導かれるとは」のところで、親になったから、自分が産んだ子供なのだから信頼関係がつくられると勝手に自分は思っていたのではなかろうかと、上から目線で子供に押しつけていたのではなかろうかと、いろいろと思うことがありました。お話を伺いながら、子育て中のお父さんやお母さんにぜひこういったお話を聞く機会がいろいろな場面であればいいと思いました。先ほど、児童施設などいろいろな場面の事例がございましたけれども、結局一人一人が、子供の声に耳を傾け、子供に向かい合うとはどういうことなのかということを親自身も学んでいく機会が必要だと思います。

それから、広島県では、児童福祉法改正に伴いまして、ひろしま子どもの未来応援プランを今年度つくろう

ということで、この委員会でも2月中に集中審議があるようでございます。

先を見通すことが難しい時代を迎える中、こうした時代を生きていく子供たちが社会の宝として健やかに成長していくことは県民全ての願いであり、子供たちを社会全体で育んでいくため、ひろしま子どもの未来応援プランを策定するというのが趣旨でございます。子供の教育と福祉のために本委員会で集中的に審議をするということは、子供にとっての福祉と教育の融合が子供を支えていくのに非常に大切なことであるという広島県の認識のあかしだと思います。そうした子供の最善の権利が全ての子供にとって守られていくように、子供中心の計画を策定することは広島県にとっても非常に大きなことですし、大切な観点だと思っています。そうした中で、このプランの中に具体的にどういったことがあれば、子供アドボカシー的な考え方方が生かされていくのでしょうか。

○定者参考人 子供アドボカシーの中心にある考え方は、一人一人の子供を大切にしよう、それぞれの子供の思いや願いを尊重しよう、その思いや願いをしっかり聞いて、その実現に努めよう、ということです。ですから、子供について広島県でプランをおつくりになるのであれば、子供アドボカシーのそうした要素を、ぜひプランに盛り込んでいただきますよう、お願いいいたします。

また、子供アドボカシー制度そのものも、プランの中にしっかりと書き込んで、早期に実施していただければと思います。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

(5) 当局説明

- 1) 子供未来戦略担当課長が報告事項(1)について、別紙資料1により説明した。
- 2) 安心保育推進課長が報告事項(2)について、別紙資料2により説明した。
- 3) 学びの変革推進課長が報告事項(3)について、別紙資料3により説明した。
- 4) 生涯学習課長が報告事項(4)について、別紙資料4により説明した。

(6) 質疑・応答

○要望（日下委員） そういう教育委員会の答弁でございますので、答弁は求めませんが、健康福祉局の責任者であります田中局長、よろしくお願いいいたします。

(7) 閉会 午後0時33分

○ 参考人名簿

子どもアドボカシー広島 代表 定者 吉人